

入札参加資格審査申請書類一覧表（物品関係）

以下の書類を綴順に整理し、A4判**黄系色フラットファイル（紙製）**に**とじて提出**してください。

- ・書類の整っていないもの、記載事項に不備のあるものは受け付けができません。
- ・フラットファイルの背表紙には商号を記入してください。
- ・郵送による提出の場合、受付票が必要な方は返信用ハガキ（封筒）を同封し、**貴社のあて名の敬称は「様」や「御中」と記入**をお願いします。

提出先
〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市役所 総務部 契約検査課
電話番号 0942-85-3547

綴順	提出書類	様式	提出	注意事項
1	物品関係入札参加資格審査申請書	物品1	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・登録簿上の本店と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる場合は、両方を記載すること。 ・「02 使用印鑑届」欄の「使用印」は、必ず代表者印又は支店の長等の印（委任関係がある場合）を使用すること。（会社印は不可。） ・「03 申請者」の実印は、代表者の印鑑登録のある実印を押印すること。（支店・支社長等印は不可。） ・実印を使用印とする場合においても、使用印欄に実印を押印すること。 <p>※ 委任先について 委任先は、独立した営業拠点と認められる支店、営業所等のみ認める。 当該支店等に看板、固定の電話・FAXがあり、かつ、支店等の所在地の市町村役場に営業所設立（設置）の申告をしている場合でなければ、委任先として認めない。</p>
2	取引物品登録希望調査票	物品2	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・記入方法は、「取引物品登録希望調査票【記入例】」を確認すること。 ※残骨灰処理業務をご希望の場合は、「委託業務等」で申請すること。
3	営業概要書	物品3	必須	
4	委任状	（共通1）	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が支店等の長へ入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合のみ作成すること。 ・委任者の印は実印（印鑑登録印）、受任者の印は使用印とし、入札参加資格審査申請書と同一のものを押印すること。 ・受任者の「商号又は名称」の欄は、「〇〇会社〇〇支店」等と記入すること。 ・提出がない場合、委任は認めません。
5	印刷製本関係設備調書	物品4	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・「印刷・製本」を希望する場合のみ作成すること。
6	営業に関して法律上必要な登録等の登録証、許可証等の写し	-	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・取引を希望する物品について、法令等で許可や登録が必要な場合は必ず添付すること。 ・国、県等が発行する登録証、許可証、証明書など （例）薬品（県）医薬品販売許可証・毒物劇物一般販売業登録票 ・医療器具（県）医療用具販売業届出済の証 ・更新した場合は、再度最新のものを提出すること。
7	代理店・特約店証明書の写し	-	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・製造元、問屋等と代理店又は特約店契約をしている場合のみ添付すること。
8	事業内容確認資料	-	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・希望物品が特殊又は多岐に及ぶ場合や、希望する物品について補足説明が必要な場合は、それらが確認ができる資料を提出すること。（パンフレットでも可。）
9	営業所一覧表	（共通2）	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・記載項目が同一なら任意様式でも可。
10	印鑑証明書（写し可）	-	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・証明内容が申請時の現状を証明するものに限る。
11	（法人）登記事項証明書（写し可） （個人）身分証明書（写し可）	-	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合：本店所在地を管轄する法務局発行の、商業登記の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」（商業登記簿謄本を含む）。 ・個人の場合：本籍地のある市（区）町村で発行される身分証明書。 ・証明内容が申請時の現状を証明するものに限る。
12	誓約書	（共通3）	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約事項を確認のうえ記入・押印すること。 ・支店等への委任の有無に関わらず、本店の代表者の分のみ作成すること。
13	鳥栖市税の「滞納のない証明書」（写し可）	-	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥栖市において課税がある場合のみ提出すること。 ・申請日から起算して3か月以内に証明を受けたもの。 ・滞納がある場合は、有資格者となれない。 ・新型コロナウイルスの影響で、徴収猶予の特例制度の適用を受けている場合は、当該書類に代えて「徴収猶予決定通知書」の写しを提出すること。 ・交付場所：鳥栖市役所税務課（0942-85-3587）
	佐賀県税の「納税証明書」（写し可）	-	該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県において課税がある場合のみ提出すること。 ・申請日から起算して3か月以内に証明を受けたもの。 ・全税目について未納の税額がない旨を証明しているもの。 ・滞納がある場合は、有資格者となれない。 ・新型コロナウイルスの影響で、徴収猶予の特例制度の適用を受けている場合は、当該書類に代えて佐賀県税の「徴収猶予許可通知書」の写しを提出すること。 ・交付場所：佐賀県税事務所（0952-30-3161）
	国税の「納税証明書」（写し可） （「法人税（個人の場合は所得税）」及び「消費税及び地方消費税」）	-	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から起算して3か月以内に証明を受けたもの。 ・滞納がある場合は、有資格者となれない。 ・法人の場合は「納税証明書その3の3」、個人の場合は「納税証明書その3の2」を提出すること。（法人・個人とも「納税証明書その2」でも可）。 ・新型コロナウイルスの影響で、猶予制度の適用を受けている場合は当該書類に代えて「納税の猶予許可通知書」の写しを提出すること。 ・交付場所：所轄の税務署

様式(物品1)

01	1:新規
	2:更新

物品関係入札参加資格審査申請書

令和7・8年度に、鳥栖市において行われる物品関係に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

また、この申請に際し、次に掲げる事項について承諾します。

- この申請書及び添付書類について、鳥栖市情報公開条例(平成12年条例第40号)に基づく公開請求がなされた場合は、同条例に従い取り扱われること。
- 鳥栖市暴力団排除条例等により、市が必要に応じ暴力団関係該当の有無を佐賀県鳥栖警察署に照会する場合があること。
また、そのために、鳥栖市が役員等情報を佐賀県鳥栖警察署に提供する場合があること。

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

03 申請者 郵便番号 〒

(本社) 住所

商号又は名称

代表者職氏名

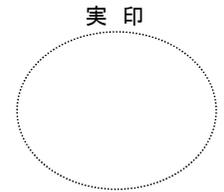
※委任先がない場合(本社申請の場合)は、07以外を記入すること。

※委任先がある場合、04・05・07～11の項目は、委任先のもを記入すること。

04	本社(店)又は 委任先の郵便番号	—
05	フリガナ 本社(店)又は 委任先の住所	
06	フリガナ 商号又は名称	
07	委任先の名称	
08	フリガナ 代表者又は 受任者の職氏名	
09	本社(店)又は 委任先の電話番号	
10	本社(店)又は 委任先のFAX番号	
11	Eメールアドレス (半角英数)	
12	フリガナ 提出書類に関する 担当者氏名	
13	フリガナ 提出書類に関する 担当者電話番号	

14 希望する取引品目 ※別紙「取引物品登録希望調査票(様式 物品2)」を記入すること。

02	使用印
	次の印鑑は、入札、見積り、契約の締結及び代金の請求受領のために使用したいのでお届けします。



様式(物品1)

01	①:新規
	2:更新

物品関係入札参加資格審査申請書【記入例】

令和7・8年度に、鳥栖市において行われる物品関係に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

また、この申請に際し、次に掲げる事項について承諾します。

- この申請書及び添付書類について、鳥栖市情報公開条例(平成12年条例第40号)に基づく公開請求がなされた場合は、同条例に従い取り扱われること。
- 鳥栖市暴力団排除条例等により、市が必要に応じ暴力団関係該当の有無を佐賀県鳥栖警察署に照会する場合があること。
また、そのために、鳥栖市が役員等情報を佐賀県鳥栖警察署に提供する場合があること。

令和6年12月××日

鳥栖市長 様

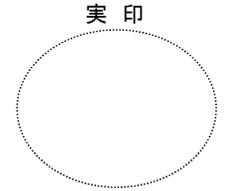
※委任先がない場合(本社申請の場合)は、07以外を記入すること。

※委任先がある場合、04・05・07～11の項目は、委任先のもを記入すること。

04	本社(店)又は 委任先の郵便番号	841 - 8511	03	申請者	郵便番号	〒160-××××
05	フリガナ 本社(店)又は 委任先の住所	サガケントスシシユクマチ 佐賀県鳥栖市宿町1118番地		(本社)	住所	東京都××区〇〇
06	フリガナ 商号又は名称	トスショウテンカブシキガイシャ 鳥栖商店株式会社			商号又は名称	鳥栖商店株式会社
07	委任先の名称	鳥栖支店			代表者職氏名	代表取締役 鳥栖 太郎
08	フリガナ 代表者又は 受任者の職氏名	シテンチョウ トス ジロウ 支店長 鳥栖 二郎				
09	本社(店)又は 委任先の電話番号	0942-85-3500	12	フリガナ 提出書類に関する 担当者氏名	トス サブロウ 鳥栖 三郎	
10	本社(店)又は 委任先のFAX番号	0942-82-1994	13	提出書類に関する 担当者電話番号	0942-85-3547	
11	Eメールアドレス (半角英数)	keiyaku@city.tosu.lg.jp				

14 希望する取引品目 ※別紙「取引物品登録希望調査票(様式 物品2)」を記入すること。

02	使用印
	次の印鑑は、入札、見積り、契約の締結及び代金の請求受領のために使用したいのでお届けします。



取引物品登録希望調査票

希望順位	大分類
小分類番号	小分類
	1 印刷・製本
01	一般印刷
02	製本
03	編集・デザイン
04	偽造防止用紙
05	フォーム印刷
	2 事務用品
01	文房具・用紙・その他事務消耗品
02	印章類
03	事務用什器類(机・椅子・キャビネット)
04	児童生徒用机、椅子
05	事務用機械類(OA機器類を除く)
	3 選挙用品
01	選挙用什器類(記載台等)
02	選挙用機械類(計数機等)
03	選挙用雑貨・用品類
04	ポスター・掲示板
	4 情報処理機械類
01	パソコン・パソコンソフト・パソコン用周辺機器類
02	LAN構築、ネットワークの設定を含むOA機器
	5 家庭用電化製品
01	家電製品(冷蔵庫・洗濯機・テレビ等)
02	資材(蛍光灯・電池等)
03	放送機器(アンプ、マイク等)
04	通信機器
	6 車両類
01	二輪車・自転車
02	四輪車(軽乗用車・軽貨物自動車等)
03	四輪車(普通(小型)乗用・貨物自動車等)
04	特殊自動車
05	自動車部品(タイヤ、バッテリー、ドライブレコーダー等)
	7 消防用品
01	消防自動車
02	消防ポンプ
03	消防服・ベルト・帽子・靴等
04	消防用品
05	消火器
06	火災報知器
	8 学校教材
01	教材
02	教材什器
03	マシン
	9 保育備品
01	保育用品、玩具・遊具
	10 図書書
01	図書書籍
02	図書館用品
	11 スポーツ用品
01	運動器具・用具等
02	ユニフォーム等
	12 音楽用品
01	楽器
02	楽譜、音楽用品等
	13 日用品・雑貨類
01	清掃用品(清掃用具・ワックス等)
02	日用雑貨(トイレトーパー・ビニール・軍手等)
03	洗剤(石鹼・清掃洗剤等)
	14 カメラ
01	カメラ、デジタルカメラ
02	写真用品
	15 衣類
01	作業服、防寒着
02	厨房用衣類(白衣・帽子・靴等)
03	作業靴・長靴等
04	雨具

希望順位	大分類
小分類番号	小分類
	16 贈答品
01	カタログギフト等
02	線香(贈答用)
03	トロフィー、メダル、優勝旗等
	17 看板・旗
01	看板・掲示板
02	旗・幕
	18 室内装飾品
01	インテリア家具、カーテン、カーペット
02	建具・ガラス
	19 厨房用機器
01	調理台・流し台・業務用(冷蔵庫・その他機械)
02	給食・調理用品(鍋、調理器具等)
03	厨房用洗剤
04	ガス器具類
	20 医療・介護関係
01	予防接種ワクチン
02	一般医薬品
03	消毒液(オスバン液、アルコール消毒液等)
04	衛生材料(マスク、ガーゼ、医療用防護服等)
05	医療機器(身体検査器具・体温計・AED等)
06	介護機械器具(車椅子等)
	21 薬品類
01	水道薬品(水処理用薬品)
02	衛生処理場薬品(メタノール硫酸バンド苛性ソーダ凝集剤等)
03	防疫用薬品
04	プール用薬品
05	活性炭
	22 理化学機器
01	理化学機器(分析機器等)
02	光学機器(顕微鏡等)
03	測定機器(計量、計測、測量機器等)
	23 機械器具類
01	一般機械器具(工作機械、電動工具)
02	農林水産器具(草刈機、芝刈機等)
03	ポンプ類、水処理機械類
04	水道メータ類
	24 リース
01	OA機器、周辺機器、通信機器(電話・ファックスは除く)
02	電話関係機器(電話・ファックス)
03	車輛
04	仮設物(テント、プレハブ、トイレ、物置等)
05	建設機械器具類
06	医療機器
	25 鳥栖市指定ごみ袋
01	ごみ袋製造
	26 電力供給
01	電力供給
	27 不用品買受
01	金属(鉄、非鉄等)
02	故紙
03	ペットボトル
	28 防災・防犯用品
01	防災用品・機器等
02	防犯カメラ
03	サーマルカメラ
	29 その他
99	
	30 その他
99	

取引物品登録希望調査票【記入例】

希望順位	大分類	小分類名
小分類番号	小分類名	
	1	印刷・製本
2	01	一般印刷
	02	製本
	03	編集・デザイン
	04	偽造防止用紙
	05	フォーム印刷
	2	事務用品
	01	文房具・用紙・その他事務消耗品
	02	印章類
	03	事務用什器類(机・椅子・キャビネット)
	04	児童生徒用机、椅子
	05	事務用機械類(OA機器類を除く)
	3	選挙用品
	01	選挙用什器類(記載台等)
	02	選挙用機械類(計数機等)
	03	選挙用雑貨・用品類
	04	ポスター掲示板
1	4	情報処理機械類
	01	パソコン・パソコンソフト・パソコン用周辺機器類
	02	LAN構築、ネットワークの設定を含むOA機器
	5	家庭用電化製品
	01	家電製品(冷蔵庫・洗濯機・テレビ等)
	02	資材(蛍光灯・電池等)
	03	放送機器(アンプ、マイク等)
	04	通信機器
5	6	車 輛 類
	01	二輪車・自転車
	02	四輪車(軽乗用車・軽貨物自動車等)
	03	四輪車(普通(小型)乗用・貨物自動車等)
	04	特殊自動車
	05	自動車部品(タイヤ、バッテリー、ドライブレコーダー等)
4	7	消 防 用 品
	01	消防自動車
	02	消防ポンプ
	03	消防服・ヘルメット・靴等
	04	消防用品
	05	消防器具
	06	火災警報器
	8	教 育 用 品
	01	教材
	02	教材什器
	03	ミニコン
	9	保 育 用 品
	01	保育用品
	10	図 書 館 用 品
	01	図書書籍
	02	図書館用品
	11	ス ポ ー ツ 用 品
	01	運動器具・用具等
	02	ユニフォーム等
	12	音 楽 用 品
	01	楽器
	02	楽譜、音楽用品等
3	29	そ の 他
	99	ボート、船外機
	30	そ の 他
	99	

【概 要】

- ・登録物品は、大分類(全28種類)と小分類(全93分類)から構成される。
- ・大分類は5個まで希望することができ、小分類は希望する大分類の中であればいくつでも希望できる。
- ・大分類は希望順位(希望物品の優先度)を設定する。

【記入方法】

- ①希望する大分類を選択する。(最大5個まで。)
- ②希望する大分類の中で、取引を希望する物品の小分類番号に○をつける。(希望する大分類の中であれば、いくつでも設定可。)
- ③大分類の希望順位記入欄に順位を記入する。(1位～最大5位。同順位の記入は不可。)

※調査票中に希望する物品がない場合は、大分類「29その他」又は「30その他」に取引品目を具体的に記載する。一つの欄には、一品目又は当該品目に関連する複数品目を記入する。(一つの欄に関連性のない複数品目を記入することは認めない。)

・希望する大分類の中で、取引を希望する小分類の番号に○をつける。
・希望する大分類の中ならいくつでも設定可。

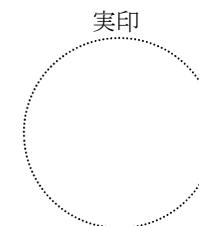
・大分類の希望順位(希望する物品の優先順位)を設定する。
・1位～最大で5位まで設定可。同順位の記入不可。

・該当する物品がない場合は、「29又は30 その他」に具体的に記入する。
※一つの欄には、一品目又は当該品目に関連する複数品目を記載する。
※一つの欄に関連性のない複数品目を記入することは認めない。

様式（共通1）

委 任 状

所在地(住所)
委任者 商号又は名称
代表者職氏名



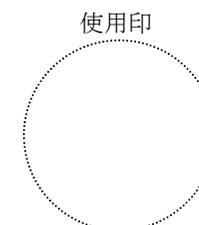
私は、下記の者を代理人と定め、鳥栖市との間に行う契約について、下記の事項に関する権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積りに関する一切の権限
- 2 復代理人選定に関する一切の権限
- 3 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- 4 代金の請求及び受領に関する一切の権限

令和 年 月 日

所在地(住所)
受任者 商号又は名称
代表者職氏名



鳥栖市長 様

様式(物品4)

印刷製本関係設備調書

商号又は名称

令和 年 月 日現在

印刷及び関連設備名	購入年	台数	設備能力	設置場所

※印刷・製本の取引を希望されている業者のみ提出してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鳥栖市が必要な場合には、佐賀県鳥栖警察署に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が鳥栖市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

㊞

生年月日（ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ） 年 月 日
